

事業計画書作成にあたっての留意事項

1 対象となる園児及び補助金の加算額

本照会により対象となる園児は、「令和8年5月1日現在」及び「令和8年5月2日以降中途入園した令和8年10月1日現在」において、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に在籍している「特別支援の必要性を証する書類（心身障がいの状況を証明する書類）」と「保護者の同意書」を提出した園児です。

○施設種別ごとの対象園児

施設種別	園児の範囲	人数
① 幼稚園（私学助成園）	在園児	1人以上
② 幼稚園（新制度移行園）	1号認定児	1人以上
③ 幼稚園型認定こども園（接続型、単独型）	1・2号認定児	1人以上
④ 幼稚園型認定こども園（並列型）	1・2号認定児	【在籍園児数 ^{※2} 80人未満】 1人以上
		【在籍園児数80人以上】 1人以上 ※ただし2号認定児のみの場合は 2人以上
⑤ 幼保連携型認定こども園（移行園）	1号認定児	1人以上
⑥ 幼保連携型認定こども園（新設園） ^{※1}	1号認定児	【在籍園児数80人未満】 1人以上
		【在籍園児数80人以上】 2人以上

※1 ⑥幼保連携型認定こども園（新設園）とは、平成27年度以降に新しく設置された幼保連携型認定こども園のことです。

幼稚園及び幼稚園型認定こども園から、幼保連携型認定こども園に移行した園は、移行した年度に関わらず全て⑤幼保連携型認定こども園（移行園）に該当します。

※2 上記表中の在籍園児数とは、次の園児数を指します。

当該年度の5月1日の園児数 + 当該年度の5月2日～1月始業日までに入園した満3歳児で、かつ1月始業日現在、在籍している園児の数

○対象とならない園児

令和8年5月2日以降に満3歳に達した園児及び今年度他の幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、本加算の申請を行っている園児は対象となりません。

○加算額

下記単価に対象となる園児数を乗じた額

園児一人当たりの単価：784,000円

2 心身障がいの状況を証明する書類について

(1) 「心身障がいの状況を証明する書類」(以下「証明書類」という。)とは、主に以下のものが挙げられます。(①～⑦のうち、いずれか1つで可。)

- ① 医師による判定書(又は診断書※障がいの種類・程度等が分かる内容が記載されているもの)
- ② 身体障害者手帳の写し
- ③ 療育手帳の写し
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ⑤ 市町村等が設置する専門機関の通園(所)証明書
(※通園(所)期間、障がいの種類・程度等、症状が分かる内容が記載されているもの。
ただし、経過相談や経過観察のみを目的とした通園(所)は不可。)
- ⑥ 児童相談所の判定書
- ⑦ その他上記に類する証明書等
(※通所受給者証や検査結果のみが記載されている意見書・報告書は不可)

(2) これらの「証明書類」は、**保護者に対し本補助金の主旨について丁寧に説明し、理解を得たうえで、必ず保護者を通じて取得してください。**(それぞれの保護者に対し個別に説明を行う等、十分な配慮を行ってください。)

また、昨年度に引き続き対象になる園児の場合も、療育手帳等で次の判定年月を経過していないものを除き、今年度改めて証明書類を取得してください。

(3) 「① 医師による判定書」について、判定書の様式を作成しておりますので、対象園児の保護者にお渡しください。なお、障がいの「種類」及び「程度」が明記されているものであれば、医師の診断書でもかまいません。

(4) 「⑤ 市町村等が設置する専門機関の通園(所)証明書」について、「**通園(所)期間**」及び「**障がいの種類・程度**」を明記してください。(記載の無い証明書は再度発行いただくことになります。)

例年、「経過相談」や「経過観察」を目的としている通所証明書により申請を行う事例が見受けられます。

本補助金は、言語障がいや情緒障がいにより、「**実際に療育を受けるために、通園(所)を行う場合**」に補助することを目的としておりますので、証明書類が「**経過相談**」、「**経過観察**」のみを目的としている場合は、補助対象外となります。

(5) 障がいの種類が「病弱虚弱」の場合は、「**症状の内容や程度**」だけでなく、「**その状態が長期にわたる生活規制を必要とする(※)こと**」が確認できる「**医師による判定書(又は診断書)**」を必ず提出して下さい。

※「その状態が長期にわたる生活規制を必要とする」とは、継続して医師の診断等が必要なものを指し、突発的な病気等による経過観察は補助の対象となりません。

3 保護者への証明書類の提出依頼について

保護者へ証明書類の提出を依頼する際には、「福岡県私立学校経常費補助金(特別支援教育加算)」の申請のために必要な書類であることについて、十分に説明を行ってください。

※ 補助金等の具体的な内容について、専門機関等に保護者が問い合わせる事態が発生しております。保護者から証明書類等を取得する際は、保護者説明用資料や同意書を配布するのみに留まらず、補助金の趣旨等について保護者の理解が得られるよう、各幼稚園等において十分な御説明をお願いします。

4 経費の充当について

申請後、交付決定しました当該補助金につきましては、施設型給付を受給する場合、重複等により、経費に全額充当ができないことがないようにしてください。

※特に令和3年度から補助単価が増額になっておりますので、経費に全額充当出来るか確認の上、計画書の作成をお願いします。

なお、実績報告の際に充当額、充当経費等を確認するために、導入した設備の領収書や給与明細等の提出の必要がございますので、領収書等の保管をお願いします。

5 国の「切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）」との重複について

文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）における医療的ケア看護職員配置に係る経費については、本事業と重複して活用することはできません。

例外的に、取組ごとに財源や用途等を明確に区分可能な場合で、かつ、「医療的ケア看護職員配置事業」において補助対象外となる経費に充当する場合においては、本事業の補助対象園児数として計上することは可能です。

6 本補助金の対象者について

本補助金は特別な支援が必要な幼児への早期支援や適切な教育が受けられない事態を防ぐことを目的としている事業であるため、本事業の目的を踏まえ、配置される人員については、有資格者（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者など）の配置を基本とするようお願いします。

7 その他

事業計画書の様式については、福岡県庁ホームページ「テーマから探す → 教育・文化・スポーツ → 学校教育 → 私立学校 → 私立幼稚園に対する補助金関係書類の一覧」に掲載いたしますので、御活用ください。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/24youtien-jisseki.html>

特別支援教育加算について

1 対象となる園児の範囲

福岡県私立学校経常費補助金交付要綱運用基準に定める以下のアからキに該当する園児

- ア 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める心身の故障の程度に該当する園児
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい児（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、心臓・呼吸器の機能障がいがある者等）又は身体機能に障がいを有すると専門医師が診断した園児
- ウ 療育手帳の交付を受けた知的障がい児又は精神発達遅滞のため専門の療育機関に通所している園児又は精神発達の程度に遅れがみられると児童相談所等の判定機関若しくは医師が判定した園児
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障がい児又は精神障がい（発達障がいを含む。）を有すると医師が診断した園児
- オ 病弱あるいは身体虚弱で、その状態が長期にわたる生活規制を必要とする程度であると医師が診断した園児
- カ 言語障がいのために専門機関に通所している園児又は言語障がいを有すると医師が診断した園児
- キ 情緒障がいのため専門の療育機関に通所している園児又は情緒障がいを有すると医師が診断した園児

2 福岡県私立学校経常費補助金交付要綱運用基準のアについて

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3および障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日25文科初第756号）に準拠する。

○ 種類・程度

種類	程度	判定者
視覚障がい	拡大鏡等によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	医師
聴覚障がい	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも	医師
知的障がい	知的発達等の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	医師もしくは児童相談所等の判定機関
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	医師
言語障がい	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	医師もしくは専門機関
情緒障がい	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	医師もしくは専門機関
病弱虚弱	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	医師